

令和4年第3回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和4年8月29日(月)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 議案の提出について
 - 2 監査結果について
 - 3 財政健全化判断比率及び資金不足比率について
 - 4 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
 - 5 株式会社長久手温泉の経営状況について
 - 6 和解について
 - 7 議案説明員について
 - 8 議員派遣の結果について
- 第4 認定第1号令和3年度長久手市一般会計決算認定についてから認定第8号令和3年度長久手市下水道事業会計決算認定についてまで
(議案の上程、提案者の説明、監査委員の決算審査意見報告)
- 第5 議案第40号令和4年度長久手市一般会計補正予算（第6号）から議案第51号和解についてまで
(議案の上程、提案者の説明)
- 第5 議案第40号
(議案に対する質疑、委員会付託)
- 第6 同意案第6号長久手市教育委員会の委員の任命について
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

令和4年第3回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和4年8月30日(火)午前10時開議

第1 諸般の報告に対する質疑

第2 議案第40号

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

第3 認定第1号から認定第8号まで及び議案第41号令和4年度長久手市一般会計補正予算（第7号）から議案第51号まで

（議案に対する質疑、委員会付託）

令和4年第3回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和4年9月14日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和4年第3回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和4年9月15日（木）午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和4年第3回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和4年9月16日（金）午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和4年第3回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和4年9月28日(水)午前10時開議

第1 認定第1号から認定第8号まで及び議案第41号から議案第51号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

第2 議員派遣の件

総務くらし建設委員会

議案番号	件名
議案第45号	長久手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第46号	長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
議案第47号	長久手市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
議案第48号	長久手市ふるさと応援基金の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第49号	長久手市ラブホテル等建築規制条例の一部を改正する条例について
議案第50号	財産の処分について

教育福祉委員会

議案番号	件名
議案第51号	和解について

議案番号 件 名

議案第 4 0 号 令和 4 年度長久手市一般会計補正予算（第 6 号）

議案番号	件名
認定第1号	令和3年度長久手市一般会計決算認定について
認定第2号	令和3年度長久手市国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号	令和3年度長久手市土地取得特別会計決算認定について
認定第4号	令和3年度長久手市介護保険特別会計決算認定について
認定第5号	令和3年度長久手市後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第6号	令和3年度長久手市卯塚墓園事業特別会計決算認定について
認定第7号	令和3年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計決算認定について
認定第8号	令和3年度長久手市下水道事業会計決算認定について
議案第41号	令和4年度長久手市一般会計補正予算（第7号）
議案第42号	令和4年度長久手市土地取得特別会計補正予算（第1号）
議案第43号	令和4年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第44号	令和4年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

【8月25日までに必要な準備】

○子ども議員向け配付物

- しおり → 8/9に学校へ届け済
- 名札
- バッジ
- 任命証書
- 質問通告書用紙
- 10/1シナリオ (事務局作成)

○会場設営等

- 受付名簿
- 緊急連絡先記入用紙
- 案内板
- 席札 (委員会室用)
- 指名標 (議席)

8/25、10/1の2日分を1枚にして作成

○撮影・記録

- ビデオカメラ ×2 (三脚付)
- ビデオカメラ→PC接続変換機 ×2
- タブレット ×4
- スクリーン&プロジェクター ×2
- カメラ ×1

市の備品予約済

【1日目】 令和4年8月25日 (木)

午後 1時40分～ 受付 2時00分 開始

↓2回線をスクリーンと壁に投影

開会前の準備… ①撮影&配信 (ビデオカメラ設置、zoom配信準備、会議室DEFにスクリーン等の設置)

②受付等設営 (名札・バッジ・受付名簿・緊急連絡先記入用紙、案内板設置)

③会場設営 (議場：指名標・任命証書・通告書用紙 委員会室：机・席札 両方：ホワイトボード各1台)

時 間	スケジュール	場 所	保護者等	議員の役割分担	議員の動きなど
午後 1:40~	受 付	委員会室	委員会室	受付担当 3名	<ul style="list-style-type: none"> ・名札・バッジを渡す ・緊急連絡先を聞き取り記入 (他の方に見えないように、受付名簿とは別に用紙準備) ・保護者等を会議室DEF (会議室棟2F) へ案内 (手の空いている議員で手分けして行う)
2:00	〈1時間目〉オリエンテーション 議長あいさつ 自己紹介 (子ども議員) 見学 (委員会室→正副議長室→議会図書室→議場→議場内 各自の番号の議席に着席)	委員会室	会議室DEF (会議室棟)	司会進行：議運委員長 進行管理：// 副委員長 撮影係：4名 見学案内係：3名	<ul style="list-style-type: none"> ・担当外の議員は議場の執行部席側で待機 ・zoom配信→議員はタブレットで視聴 →保護者等は会議室DEFのスクリーンに映して見る ・見学は3グループで順番に (北中校区→南中校区→長中校区) ・見学中にビデオカメラを議場に移動
2:15	市議会について説明	議 場	会議室DEF (会議室棟)	司会進行：議運委員長 進行管理：// 副委員長 撮影係：4名 【マイク操作：事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・しおりP5について議運委員長が説明
2:30	休 憩 (10分) *中学生は委員会室へ移動			(中学生担当6名は移動をサポート)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオカメラ1台を委員会室に移動
2:40 (40分間)	〈2時間目〉質問通告書づくり	(小学生) 議 場 (中学生) 委員会室	会議室DEF (会議室棟)	撮影係：4名 通告書作成支援係：13名 *議長・撮影係除く	<ul style="list-style-type: none"> ・質問・提案準備シートから、質問通告書を仕上げる。 ・質問だけでなく、その背景も通告書に書き入れる。 →通告書は、できあがらなかつたら9/2までに提出してもらう。 →本番まで、学校・子ども議員からの相談は窓口担当が受ける。
3:20	休 憩 (10分) *中学生は議場へ移動			(中学生担当6名は移動をサポート)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会室のビデオカメラを議場に移動
3:30	リハーサル	議 場	会議室DEF (会議室棟)	撮影係：4名 【マイク操作：事務局】 10/1のSOS対応係：3名+議長	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の順番で、質問席で質問通告書 (テーマのみ) を読み上げる。 →声の大きさチェック ・基本口述例を用いて、子ども議長も議事進行のリハーサルを行う。
4:00	終 了				

【10月1日までに必要な準備】

○子ども議員 当日の読み原稿など
子ども議長の口述確認（事前送付する）

○議員 <10/1 当日の配付物作成班>
アンケート用紙
「子ども議員による報告」のフォーマット用紙
子ども議長 本番用口述
執行部側の配席図

<会場設営等準備班>
議事日程
質問通告書（全員分の）
案内板
（受付名簿・緊急連絡先記入用紙→8/25と兼用）

○執行部 答弁書作成

【2日目】 令和4年10月1日（土）

午前9時10分～受付 9時30分 開始

開会前の準備 … ①撮影&配信（ビデオカメラ設置、zoom配信準備（委員会室モニターに接続））

②受付等設営（受付名簿・緊急連絡先記入用紙、案内板設置）

③会場設営（議場：指名標・議事日程・質問通告書・報告フォーマット用紙・アンケート用紙 委員会室：机・モニター・PC）

時間	スケジュール	場所	保護者	執行部	議員の役割分担	動きなど
午前 9:10~	受付	議場入口横			受付係：3名	<ul style="list-style-type: none"> 子ども議員：議席 保護者：最初の3校+議長の保護者は傍聴席、それ以外は委員会室 担当外の議員は議員控室に待機
9:25	オリエンテーション	議場	傍聴席	執行部席	説明：議運委員長	<ul style="list-style-type: none"> スケジュール確認、「子ども議員による報告」の説明
9:30	子ども議会 開会 会期の決定 諸般の報告 ・議席の指定 ・説明員について 議長の交代（川合議長→南中学校 黒田議長）	議場	傍聴席 *出番以外の保護者は委員会室	執行部席	議事進行：川合議長（～交代まで） 撮影係：3名 SOS対応係：3名+議長 【マイク操作：事務局】	<ul style="list-style-type: none"> 担当外の議員は議員控室に待機 zoom配信→議員はタブレットで視聴 →保護者は委員会室のモニターで視聴 川合議長は、子ども議長へ交代後、議長席斜め後ろ辺りで控える
9:35	一般質問 ①北中学校 有川議員、田村議員 ②北小学校 林議員、内田議員 ③西小学校 小西議員、稲畑議員		*引率の先生は委員会室でモニター視聴		保健係：3名 傍聴者対応係：4名	
10:10	休憩（10分）				傍聴者対応係：4名	<ul style="list-style-type: none"> 保護者入れ替え
10:20	議長の交代（黒田議長→長久手中学校 松本議長） 一般質問 ④南中学校 田中議員、黒田議員 ⑤市が洞小学校 真田議員、藤田議員 ⑥南小学校 高橋議員、上見議員	議場	傍聴席 *出番以外の保護者は委員会室	執行部席	撮影係：3名 SOS対応係：3名+議長 【マイク操作：事務局】 保健係：3名	
10:55	休憩（10分）				傍聴者対応係：4名	<ul style="list-style-type: none"> 保護者入れ替え
11:05	議長の交代（松本議長→北中学校 田村議長） 一般質問 ⑦長久手中学校 松代議員、松本議員 ⑧東小学校 鬼頭議員、霞上議員 ⑨長久手小学校 高木議員、木村議員 議長の交代（田村議長→川合議長）	議場	傍聴席 *出番以外の保護者は委員会室	執行部席	撮影係：3名 SOS対応係：3名+議長 【マイク操作：事務局】 保健係：3名 議事進行：川合議長へ	
11:40	休憩（5分）				傍聴者対応係：4名	<ul style="list-style-type: none"> 委員会室の保護者を議場へ案内（人数によって調整する）
11:45	子ども議員による報告 （質問順に議席で起立して発言）	議場	傍聴席 *人数によって入場制限	執行部席	撮影係：3名 SOS対応係：3名+議長 【マイク操作：事務局】	
11:50	市長あいさつ				保健係：3名	
11:55	議長あいさつ 子ども議会閉会 終わりのあいさつ、記念写真撮影				傍聴者対応係：2名 進行：議運委員長	<ul style="list-style-type: none"> 「一同礼」の号令の後、議員は議員控室から議場に入り、傍聴席前に立つ。 子ども議員、議員、執行部全員で記念撮影
12:00	終了					<ul style="list-style-type: none"> アンケートは10/7までに各学校へ提出

○ 市議会議員 役割分担表

【8月25日までの準備】

グループ	リーダー	担当議員
総括	なかじま和代	田崎あきひさ
撮影・記録班	山田けんたろう	青山直道
		石じまきよし
		伊藤祐司
子ども議員向け配付物作成班	野村ひろし	岡崎つよし
		加藤和男
		ささせ順子
		さとうゆみ
会場設営等準備班	山田かずひこ	伊藤真規子
		わたなべさつ子
子ども議員相談窓口	大島令子	木村さゆり
		富田えいじ

【8月25日】

役割	リーダー	担当議員
撮影係	山田けんたろう	青山直道
		石じまきよし
		伊藤祐司
受付係	岡崎つよし	ささせ順子
		山田かずひこ
司会進行	なかじま和代	
進行管理	田崎あきひさ	
見学案内係	(グループ1)	木村さゆり
	(グループ2)	さとうゆみ
	(グループ3)	富田えいじ
保健係	わたなべさつ子	加藤和男
通告書作成支援係 (議長・撮影係を除く全議員)	小学生担当 (議場) 野村ひろし	伊藤真規子
		岡崎つよし
		木村さゆり
		さとうゆみ
		田崎あきひさ
		山田かずひこ
	中学生担当 (委員会室) なかじま和代	大島令子
		加藤和男
		ささせ順子
		富田えいじ
		わたなべさつ子

【10月1日までの準備】

グループ	リーダー	担当議員
総括	なかじま和代	田崎あきひさ
撮影・記録班	山田けんたろう	青山直道
		石じまきよし
		伊藤祐司
10/1当日の配付物作成班	野村ひろし	岡崎つよし
		加藤和男
		ささせ順子
		さとうゆみ
会場設営等準備班	山田かずひこ	伊藤真規子
		わたなべさつ子
子ども議員相談窓口	大島令子	木村さゆり
		富田えいじ

【10月1日】

役割	リーダー	担当議員
撮影係	山田けんたろう	青山直道
		石じまきよし
		伊藤祐司
受付係	岡崎つよし	ささせ順子
		山田かずひこ
オリエンテーション・閉会後の進行	なかじま和代	
子ども議長以外の時の議事進行	川合保生	
進行管理	田崎あきひさ	
子ども議員SOS対応係	(議長付き)	川合保生
	(質問者付き)	野村ひろし
	(質問者付き)	田崎あきひさ
	(フリー)	なかじま和代
傍聴者対応係	富田えいじ	大島令子
		木村さゆり
		さとうゆみ
保健係	わたなべさつ子	加藤和男

* 議場に入らない議員は、議員控室で待機。
写真撮影時に議場へ入場する。

市制施行10周年記念事業「子ども議会」スケジュール(事務関連)

2022/8/16

	8 月			9 月			10 月	
	10:	20:	31:	10:	20:	30:	10:	20:
子ども議員 (学校)	市議会議員による支援・(調整) ● 8/9しおり学校配布 質問・提案準備シート作成 8/25			● 8/25 議会(1日目) 通告書作成 ● 9/2(最大)			● 10/1(土) 午前9時30分から正午まで 議会(2日目) ※本番	
執行部 (協力内容)	8/26 ※8/25(1日目)の対応は特になし			答弁書作成 9/9 答弁調整 9/14			● 10/1 子ども議会への出席、答弁 ※各部出席者は原則部次長 ※質問内容により調整予定	

広報日	①8/18(木)	②1日目 8/25(木)		③9/22(木)	④2日目 10/1(土)	⑤10/14(金)
広報ポイント	子ども議会開催告知 8/25質問通告書作り	第1日目報告		議場で一般質問体験	議場で市長へ一般質問しました	子ども議会実施報告
広報内容	子ども議会全体概要 質問・提案準備シート	議員任命 「議会」って何? 質問通告書作り		2日目当日の概要 子ども議長口述準備中 子ども議員質問やりとり確認中		子ども議会全般
情報提供資料	しおり 質問・提案準備シート	しおり 質問通告書(様式) 8/25写真		質問通告書一覧 当日スケジュール ※10/1終了後取材時間 15分程度設けます	・しおり ・質問通告書一覧 上記2点は来庁した場合手渡す 10/1写真	しおり 質問通告書一覧 8/25写真 10/1写真
情報提供先等 (市議会発信)	市報道機関16社 議会FB	市報道機関16社 議会HP、FB		市報道機関16社 議会FB	議会FB	議会HP
取材対応など	※提供と同時に、個別に 直接依頼	Weeklyながくて (ニュース最長2分)			Weeklyながくて(特集3分) 子ども議員、主催者取材対応 各約15分(報道機関)	※10/14校長会 (お礼・報告)

長久手市市制施行 10周年記念事業
長久手市議会『子ども議会』

日時：令和4年8月25日(木) 14時～ 事前準備
令和4年10月1日(土) 9時30分～ 本会議
場所：長久手市役所 本庁舎2階 議場
// 委員会室



— 次代を担う子供たちが市政を身近に感じ、興味・関心を持つ機会とする —

主催：長久手市議会

協力：長久手市

長久手市教育委員会

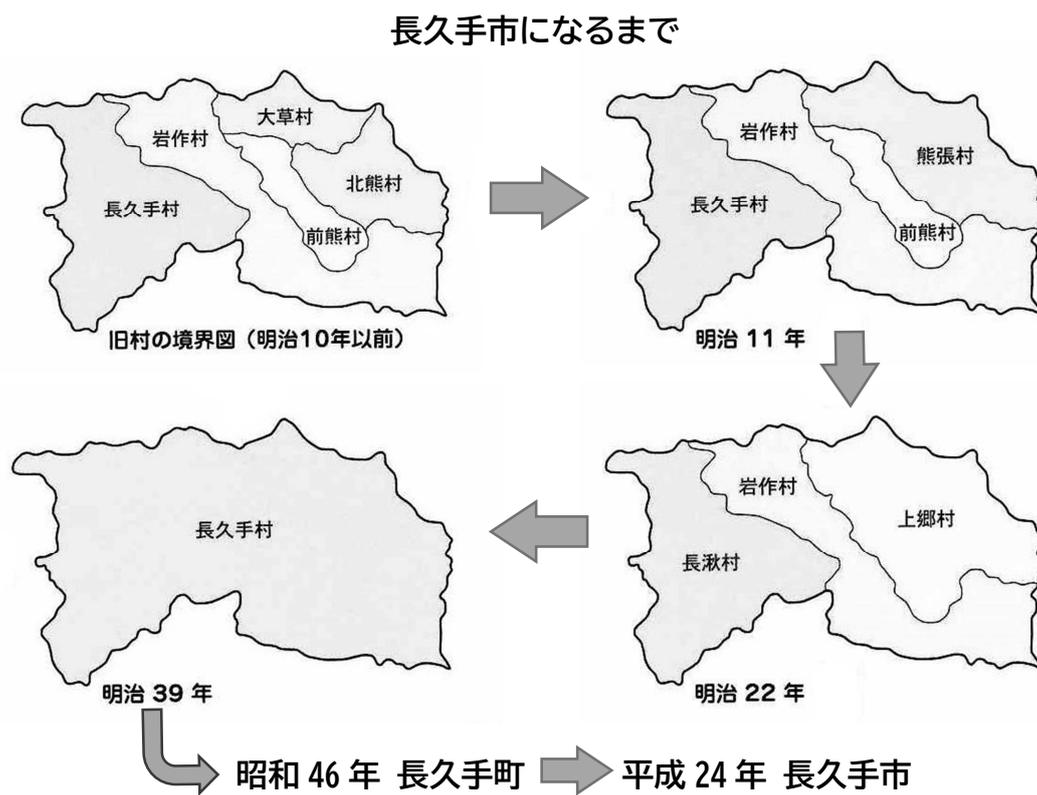
(連絡先) 長久手市議会事務局 Tel 0561-56-0628

E-mail gikai@nagakute.aichi.jp

長久手のあゆみ		人口の推移
天正12年(1584年)	長久手の戦い(4月9日)	1,452人 (1661年記録)
明治39年(1906年)	上郷村と岩作村・長湫村が合併して長久手村となる 長久手尋常高等小学校開校(昭和22年長久手小学校となる)	5,138人 (大正9年国勢調査)
昭和22年(1947年)	長久手中学校開校	6,682人
昭和42年(1967年)	長久手村役場新庁舎を現在地に新築移転	7,583人 (昭和40年国勢調査)
昭和44年(1969年)	名古屋市営地下鉄東山線藤が丘まで延伸	
昭和45年(1970年)	愛知青少年公園開園	11,317人
昭和46年(1971年)	町制施行(4月1日)	12,096人 (以降、住民基本台帳人口)
昭和51年(1976年)	西小学校開校	14,170人
昭和56年(1981年)	東小学校開校	18,177人
昭和59年(1984年)	北小学校、南中学校開校	21,975人
昭和63年(1988年)	南小学校開校	27,489人
平成4年(1992年)	中央図書館開館	31,985人
平成10年(1998年)	文化の家開館 N-バス運行開始	37,843人
平成17年(2005年)	東部丘陵線(リニモ)開業 2005日本国際博覧会(愛・地球博)開催	42,871人
平成18年(2006年)	平成こども塾丸太の家開館 愛・地球博記念公園(モリコロパーク)開園	43,519人
平成20年(2008年)	市が洞小学校開校	47,003人
平成24年(2012年)	市制施行(1月4日)	50,492人
平成25年(2013年)	北中学校開校	51,639人
令和4年(2022年)	市制施行10周年(1月4日) ジブリパーク開園(11月1日予定)	60,352人

目 次

8月25日(木) 日程、持ち物等	P1
10月1日(土) 日程、持ち物等	P2
子ども議員名簿	P3
議席配置図	P4
議会とは	P5
一般質問順番表	P6
本会議、一般質問の流れ	P7
市議会議員一覧	P8
説明員一覧(予定)及び市役所組織の紹介	P9~10
メモ用紙	P11



8月25日(木)

- 1 持ち物 しおり、質問・提案準備シート、筆記用具、水筒
 ※ 服装は自由(制服も可)

2 日程

時間	スケジュール	活動内容・留意事項
13:40	受付【委員会室】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会室(本庁舎2階)は本庁舎正面玄関より2階に上がり、右手になります。 ○ 名札、バッジを受け取ります。 <p>※保護者、付き添いの方へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別室(会議室棟)で活動の様子をご覧いただけます。送迎のみでも結構です。 ・緊急時連絡のため、保護者の方の連絡先を確認させていただきます。
14:00	オリエンテーション	○ 今日の予定、留意事項等の説明を聞きます。
	川合議長あいさつ	
	子ども議員自己紹介	○ 学校名、氏名を発表してください。
	見学	委員会室→正副議長室→議会図書室→議場 (グループ1) 北中学校、北小学校、西小学校 (グループ2) 南中学校、市が洞小学校、南小学校 (グループ3) 長久手中学校、東小学校、長久手小学校
14:15	自分の番号の議席に着席【議場】	<ul style="list-style-type: none"> ○ しおりP4「議席配置図」参照 ○ 任命証書と質問通告書用紙が議席に置いてあります。
	議会について説明	○ しおりP5「議会とは」を参照してください。
14:30	休憩 ○ 小学生は議場に残り、中学生は委員会室へ移動してください。	
14:40	質問通告書づくり【議場・委員会室】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質問通告書づくりについての説明を聞きます。 ○ 時間内に完成しなかった場合は、9月2日までに学校を通して提出してください。 ○ 以後、質問等の相談については議会内相談窓口で受け付けます。(0561-56-0628)
	小学生 議場 中学生 委員会室	
15:20	休憩 ○ 中学生は議場へ移動してください。	
15:30	一般質問リハーサル【議場】	○ 登壇から降壇、議長交代等のリハーサルを行います。
	終わりのあいさつ	○ 今後の予定、連絡事項等を聞きます。
16:00	終了予定	○ 名札、バッジは議席に置いて帰ってください。

3 その他

- 市役所庁舎内には一般の来庁者もみえますので、ご迷惑にならないようお願いします。
- 進行状況により終了時間が遅れる場合があります。

10月1日(土)

1 持ち物 しおり、質問通告書、筆記用具、水筒、シナリオなど

※ 服装は自由(制服も可)

2 日程

時間	スケジュール	活動内容・留意事項
9:10	受付【議場入口横】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西庁舎外の階段を上がり、渡り廊下を渡って本庁舎にお入りください。 ○ 名札、バッジを受け取り、議席に着席します。 ○ アンケート用紙と、子ども議員報告のフォーマット用紙が議席に置いてあります。 ○ アンケートは10月7日までに各学校へ提出してください。 <p>※<u>保護者の方へ</u> 北中学校区の子ども議員及び黒田議長の保護者は傍聴席へ、それ以外の保護者は委員会室へお入りください。</p>
9:25	オリエンテーション【議場】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今日の予定、アンケート、子ども議員報告等の留意事項を聞きます。
9:30	子ども議会開会 議長の交代 川合議長→南中学校黒田議長 一般質問(グループ1) ①北中学校 有川議員、田村議員 ②北小学校 林議員、内田議員 ③西小学校 小西議員、稲畑議員	<ul style="list-style-type: none"> ○ しおりP7「本会議、一般質問の流れ」参照してください。 ○ 一般質問は答弁を含めて1人5分です。2人で質問する場合は2人で10分です。 ○ 5分または10分経過するとブザーが鳴りますが、質問の途中であればそのまま質問を続けてください。
10:10	休憩 ※ <u>保護者の方へ</u> 南中学校区の子ども議員及び松本議長の保護者は傍聴席へ、それ以外の保護者は委員会室へお入りください。	
10:20	議長の交代 南中学校黒田議長→長久手中学校松本議長 一般質問(グループ2) ④南中学校 田中議員、黒田議員 ⑤市が洞小学校 真田議員、藤田議員 ⑥南小学校 高橋議員、上見議員	
10:55	休憩 ※ <u>保護者の方へ</u> 長久手中学校区の子ども議員及び田村議長の保護者は傍聴席へ、それ以外の保護者は委員会室へお入りください。	
11:05	議長の交代 長久手中学校松本議長→北中学校田村議長 一般質問(グループ3) ⑦長久手中学校 松代議員、松本議員 ⑧東小学校 鬼頭議員、霞上議員 ⑨長久手小学校 高木議員、木村議員 議長の交代 北中学校田村議長→川合議長	
11:40	休憩 ※ <u>保護者の方へ</u> 委員会室の保護者は傍聴席へ移動(人数が多い場合は調整させていただきます。)	
11:45	子ども議員による報告 市長あいさつ 議長あいさつ 子ども議会閉会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北中→北小→西小→南中→市小→南小→長中→東小→長小の順にフォーマット用紙に沿って、各校代表1名が議席で起立して発言してください。
11:55	終わりのあいさつ 写真撮影	<ul style="list-style-type: none"> ○ お礼の言葉、連絡事項、写真撮影等の説明を聞きます。
12:00	終了予定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名札は議席に置いて帰ってください。 ○ バッジはお持ち帰りください。

3 その他

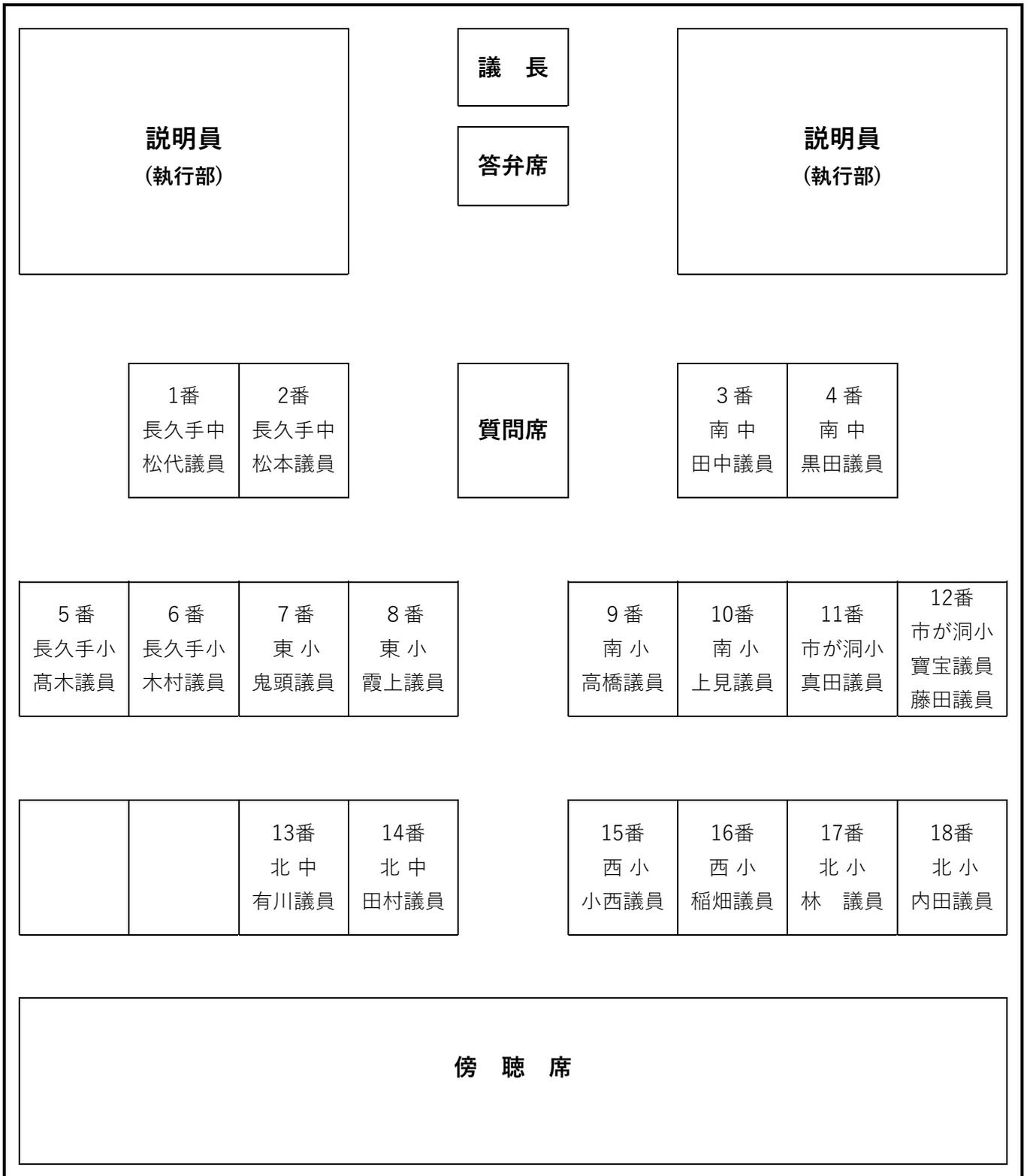
- 議場内での写真撮影等はできませんのでご了承ください。議会側で撮影したものを後日、各学校へ提供させていただきます。閉会後は議場内外で撮影していただいて結構です。
- 撮影した画像などを個人のSNS等にアップする際は、ご自分のお子様以外は映りこまないよう、ご配慮願います。
- 進行状況により終了時間が遅れる場合があります。

市制施行10周年記念事業 長久手市子ども議会

子ども議員名簿

学校名	学年	ふりがな 氏名	学年	ふりがな 氏名
長久手中学校	3年	まつしろ そうたろう 松代颯太郎	3年	まつもと さな 松本紗直
南中学校	3年	たなか あさひ 田中朝陽	3年	くろだ かんすけ 黒田勘介
北中学校	3年	ありかわ ことは 有川琴葉	3年	たむら りの 田村梨乃
長久手小学校	6年	たかぎ りょうた 高木陵汰	5年	きむら りく 木村凌久
東小学校	6年	きとう 鬼頭ひより	6年	かすかみ りこ 霞上莉子
西小学校	6年	こにし 小西さくら	6年	いなはた ゆうり 稲畑悠利
南小学校	6年	たかはし あつひこ 高橋篤彦	6年	うわみ ぜんじろう 上見善次郎
北小学校	6年	はやし そら 林蒼空	6年	うちだ ことこ 内田琴子
市が洞小学校	6年	さなだ えいと 真田瑛音	(8/25) 5年	うんぼう つばさ 寶宝翼
			(10/1) 6年	ふじた こうたろう 藤田康太郎

議 席 配 置 図



議会とは

1 市議会のしくみ

国の政治が国会によって行われているように、地方の政治は地方議会によって運営されています。市議会は、市の条例の制定や改廃、予算を定めることなど重要な事柄を決定する機能と、執行機関（市役所）を監視するため調査する機能があります。

長久手市議会の議員は18人で、議員は4年に1回行われる選挙で、立候補した者（25歳以上）から市民（18歳以上）が選びます。

2 市議会の活動

市議会では、市の意思を決定する本会議、詳細に議案を審査する委員会などさまざまな会議が開かれます。

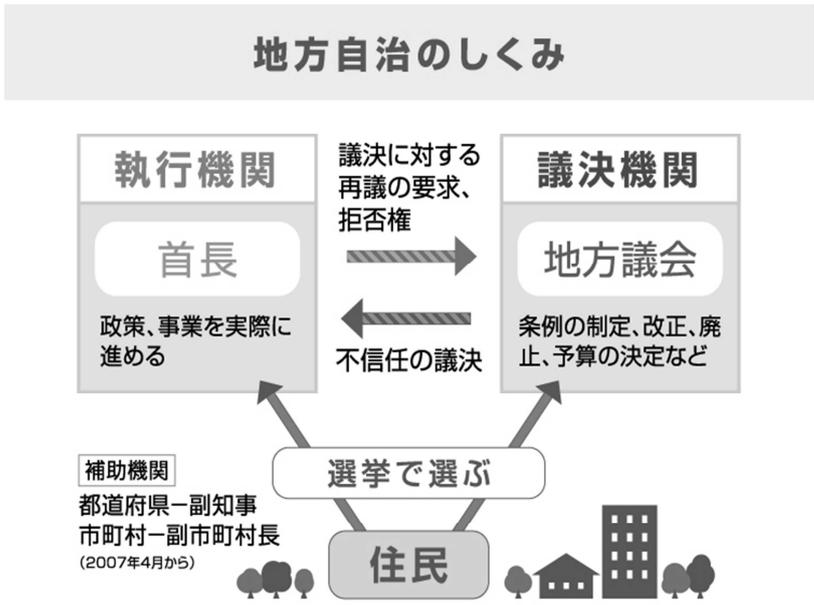
本会議は、議場で開かれる全議員が参加する会議で、市長や議員から提案された議案などを審議したり、市議会の最終意思を決定するところです。

3月、6月、9月、12月の年4回開かれる定例会（本会議）で、議員は、一般質問を行うことができます。



議員は、会議に出席する前提として行う政策研究、政策立案などの活動に加え、市民要望、各種相談に応じる活動を行っています。

※ 長久手市議会では、議会の公平性と透明性を確保し、積極的な情報の公開に努め、市民に開かれた議会とするため、「長久手市議会基本条例」を平成27年4月1日より施行しました。



一般質問順番表(10月1日)

	予定時間	順番	議長	質問議員
グループ1	9:30	①	南中 黒田議員	北中 有川琴葉議員 田村梨乃議員
		②		北小 林 蒼空議員 内田琴子議員
		③		西小 小西さくら議員 稲畑悠利議員
グループ2	10:20	④	長中 松本議員	南中 田中朝陽議員 黒田勘介議員
		⑤		市小 真田瑛音議員 藤田康太郎議員
		⑥		南小 高橋篤彦議員 上見善次郎議員
グループ3	11:05	⑦	北中 田村議員	長中 松代颯太郎議員 松本紗直議員
		⑧		東小 鬼頭ひより議員 霞上莉子議員
		⑨		長小 高木陵汰議員 木村凌久議員

本会議(一般質問)の流れ

※詳しい内容は、シナリオを参考にしてください。

(8月25日に配付します。)

全員着席

事務局 一同、ご起立願います。一同、礼。ご着席願います。

議長 ただいまの出席子ども議員は18名です。これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告 議席の指定「議席配置図のとおり」

説明員について「説明員一覧のとおり」

日程第2 一般質問 子ども議員からの質問、市の答弁

一般質問

- ① 議長 ○番〇〇議員
- ② 議員 (質問席に登壇して、礼をする。)
(発言は、立って行う。)
『 通告書に従い、〇〇〇について質問いたします。 』
『 (通告書を読み上げる) 』
(読み終わったら、質問席のイスに着席)
- ③ 議長 質問は終わりました。当局の答弁を求めます。
- ④ 市職員 答 弁
- ⑤ 議長 再質問はありますか。
- ⑥ 議員 『 (手を上げながら) はい。 』
- ⑦ 議長 ○番〇〇議員
- ⑧ 議員 (起立する)
『 (再質問を読み上げる) 』
(質問が終わったら、質問席のイスに着席)
- ⑨ 市職員 答 弁
 << ⑤~⑦を繰り返す >>
 << すべての質問が終わったら、または 持ち時間がなくなったら、 >>
- ⑩ 議長 〇〇〇〇議員の一般質問を終わります。
- ⑪ 議員 (礼をして自席に戻り、着席する。)

全議員の質問終了

子ども議員による報告

議長 以上で本日の日程は、すべて終了しました。

閉会にあたり、市長、あいさつをお願いします。

市長 (あいさつ)

議長 (あいさつ)

事務局 一同、ご起立願います。一同、礼。

一般質問映像視聴
ページ QR コード



長久手市議会議員 一覧（在住校区（五十音順））

議長	 <p>川合保生 (北小学校区)</p>	副議長	 <p>させせ順子 (長久手小学校区)</p>		
長久手小学校区	 <p>青山直道</p>	 <p>加藤和男</p>	 <p>木村さゆり</p>	 <p>野村ひろし</p>	
	 <p>わたなべさつ子</p>	西小学校区	 <p>伊藤真規子</p>	 <p>さとうゆみ</p>	 <p>なかじま和代</p>
東小学校区	 <p>伊藤祐司</p>	市が洞小学校区	 <p>石じまきよし</p>	 <p>岡崎つよし</p>	 <p>田崎あきひさ</p>
北小学校区	 <p>大島令子</p>	 <p>富田えいじ</p>	南小学校区	 <p>山田かずひこ</p>	 <p>山田けんたろう</p>

子ども議会説明員一覧(予定) 及び 市役所組織、主な仕事の紹介

説明員氏名	各部課等の主な仕事
市長 吉田 一平	市のリーダー
副市長 鈴木 孝美	市長の補佐、職員の担当する事務の監督
参事 橋倉 裕幸 (愛知県から派遣)	長久手市と愛知県との調整
【市長直轄組織】	
地域共生推進監 國信 綾希 (厚生労働省から派遣)	*地域共生推進課: 地域共生社会の実現(市民が安心して暮らせる地域づくり)、市民相談に関する事
地域共生推進課長 嵯峨 寛子	
【市長公室】	*秘書課: 市長・副市長のスケジュール管理、表彰に関する事
市長公室長 日比野 裕行	*企画政策課: 市の重要施策の総合調整、総合計画に関する事
市長公室次長 浅井 俊光	*人事課: 市職員の任用や配置、給料に関する事
// 若杉 玲子	*情報課: 広報ながくての発行など市の情報発信、統計、デジタル化に関する事
【総務部】	*行政課: 選挙、議案の審査、文書管理や平和行政、工事等の契約審査に関する事
総務部長 加藤 英之	*財政課: 予算や財産の管理、公共施設の建設・修繕に関する事
総務部次長 福岡 隆也	*市民課: 戸籍や住民票、マイナンバーに関する事
// 高木 昭信	*税務課: 市・県民税や固定資産税、軽自動車税などに関する事
	*収納課: 税金の徴収に関する事
【くらし文化部】	
くらし文化部長 門前 健	*たつせがある課: 自治会等やボランティアなど市民自らが活躍するための補助、地域共生ステーション、国際交流、男女共同参画に関する事
くらし文化部次長 磯村 和慶	*安心安全課: 交通安全や防犯、防災、N-バスに関する事
// 嵯峨 剛	*環境課: 環境保全、ごみの減量やリサイクルに関する事
	*生涯学習課: スポーツ及びレクリエーション、文化の家、文化財の保護に関する事

【福祉部】		*福祉課:障がい者福祉、生活保護、生活困窮、民生委員・児童委員、人権擁護、日本赤十字など地域福祉に関すること
福祉部長	川本満男	*長寿課:高齢者福祉、介護認定や介護予防、福祉の家に関すること
福祉部次長	近藤かおり	*保険医療課:国民健康保険、後期高齢者医療制度、福祉医療に関すること
//	中野智夫	*健康推進課:健康診査など市民の健康維持に関すること
【子ども部】		
子ども部長	山端剛史	*子ども未来課:児童館や保育所など児童福祉に関すること
子ども部次長	飯島淳	*子ども家庭課:児童手当など子育て支援に関すること
【建設部】		
建設部長	水野泰	*土木課:道路や河川の改良工事や維持管理に関すること
建設部次長	矢野克明	*都市計画課:都市計画の総合企画及び調整、住宅及び建築に関すること
		*みどりの推進課:公園・緑地の整備や管理、農業、あぐりん村、平成こども塾に関すること
		*区画整理課:土地区画整理事業に関すること
		*下水道課:下水道事業に関すること
【教育委員会】		
教育長	大澤孝明	*教育総務課:学校施設の維持管理や学習指導など学校教育全般に関すること
教育部長	浦川正	*給食センター:保育園や学校給食に関すること
教育部次長	川本保則	*中央図書館:図書館の運営、維持管理に関すること

● 市役所は、様々な行政サービスを提供することで、市民の皆さんのより良い暮らし、健康や安心・安全を支える役割を果たしています。市役所には、担当している仕事の種類ごとに「〇〇部」などの部署があり、それぞれの役目の仕事を行っています。

「〇〇部」は、仕事の内容で、さらに細かく「〇〇課」、「〇〇係」などに分かれています。各課の詳しい仕事内容については市ホームページ「役所・窓口案内→市役所の組織」から調べることができます。

あなたの質問はどの部、課に対する質問になるのか、考えてみましょう。

令和4年8月16日
議会運営委員会

長久手市議会と長野県南木曾町議会との交流について

1 実施日

令和4年10月17日（月）

2 参加者

本市議会議員 17名
事務局随行者 2名 合計19名

3 目的

平成18年、木曾川の水が結ぶ自治体として、文化、観光、産業等を通して交流を深めるために長野県南木曾町と友好提携を結びました。

その後、平成24年、災害時相互応援協定も結び交流を深めています。

これまでも、議会で先方を訪問したことはありますが、さらに、2つの自治体間の交流を深めるため、南木曾町議会との交流の機会を設けます。

4 移動手段

市バス

5 行程概要

8:50 集合

9:00 長久手市役所出発

11:00 長野県南木曾町着

11:10～13:30 昼食及び交流

・昼食場所及び形態については調整中

・交流は、相互の重点又は新規施策等の情報交換（予定）

13:30～15:00 施設見学など

15:00 南木曾町発

17:00 長久手市役所着

6 その他

新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、今後実施に向けて南木曾町議会と詳細について調整を進めていきます。

新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について

令和 4 年 4 月
全国市議会議長会

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定するとともに**、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

新個人情報保護法と議会の適用関係

新個人情報保護法 第2条 (第11項第2号)

【施行予定は令和5年4月1日（地方公共団体の機関等）】

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 (略)

二 **地方公共団体の機関** (**議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。**)

三・四 (略)

⇒ 地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外。

※ただし、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれている。

新個人情報保護法 第2章、第3章及び第69条第2項第3号

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(利用及び提供の制限)

第69条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 (略)

3・4 (略)

議会に関する個人情報保護

現行、地方公共団体の議会に関する個人情報保護については、次の三パターンがある。

- ①当該地方公共団体の個人情報保護条例において、実施機関として規定
- ②議会独自の個人情報保護条例や規程等により規定
- ③議会に関する個人情報保護については法規がない



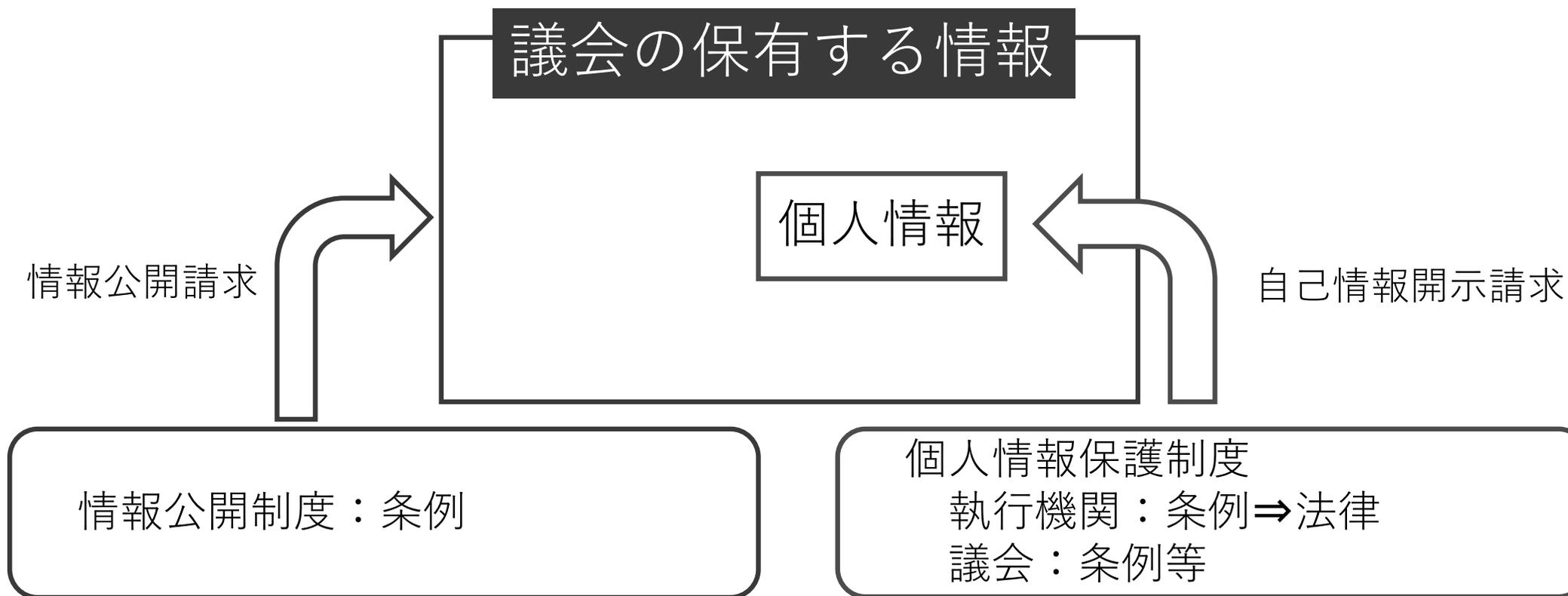
個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（令和2年12月）

内閣官房 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースから抜粋

「議会については、現行の行個法が行政機関を対象とし、国会や裁判所をその対象となっていないこととの整合を図るため、新制度の適用の対象とはしないこととすることが適当である。なお、ほとんどの団体（1,748団体）で議会は個人情報の保護に関する条例等の対象とされており、引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれるものである。」

⇒ 本会をはじめ三議長会は、各議会の参考に供するため、総務省及び個人情報保護委員会と協議し、条例のイメージ（例）を作成して提示

情報公開制度と個人情報保護制度



(参考：現行制度)

	情報公開制度	個人情報保護制度
開示請求	公文書の開示請求	個人情報の開示請求
請求者	誰でも	個人情報の本人や法定代理人
開示内容	個人情報の部分は原則非開示 (請求者本人の請求であっても、個人情報として一律に非開示)	請求者本人の個人情報の部分が開示 (請求者以外の個人情報は原則非開示)

条例（例）作成の基本的考え方

条例（例）

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報の取扱い（第4条～第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条～第30条）
 - 第2節 訂正（第31条～第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条～第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条～第46条）
- 第5章 雑則（第47条～第51条）
- 第6章 罰則（第52条～第57条）
- 附則



新個人情報保護法

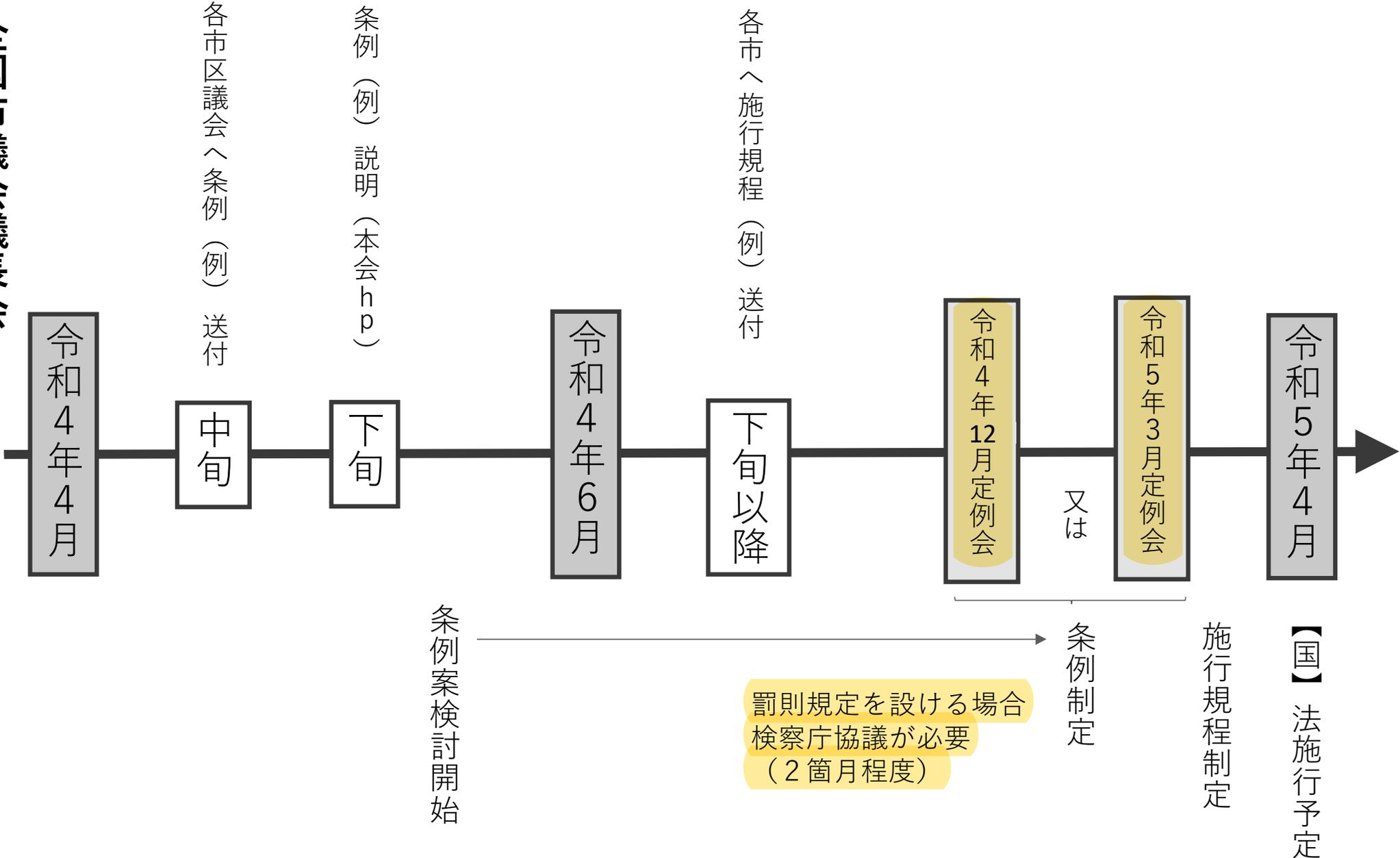
- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章～第四章（略）
- 第五章 行政機関等の義務等
 - 第一節 総則（第六十条）
 - 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条～第七十三条）
 - 第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）
 - 第四節 開示、訂正及び利用停止
 - 第一款 開示（第七十六条～第八十九条）
 - 第二款 訂正（第九十条～第九十七条）
 - 第三款 利用停止（第九十八条～百三条）
 - 第四款 審査請求（百四条～百七条）
 - 第五款（略）
 - 第五節（略）
 - 第六節 雑則（百二十四条～百二十九条）
- 第六章（略）
- 第七章 雑則（百七十一条～百七十五条）
- 第八章 罰則（百七十六条～百八十五条）
- 附則

- 条例（例）は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には新個人情報保護法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう作成。
 - ⇒ 個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるため。
- 議会の個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定（各議員が取得する個人情報は想定していない）。
- 機関として負うべき義務を課す場合は「議会」、個人情報保護にかかる開示や訂正など具体的な手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体としては「議長」を規定。
条例の実施について必要な事項は議長が別に規程を定める。

今後のスケジュール（案）

全国市議会議長会

各市区議会



※各市区議会のスケジュールは想定です。条例の検討にあたっては執行部との十分な調整が必要です。